

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会（第1回）

1 開催日時

令和3年12月10日（金）14時から16時まで

2 開催場所

東京都千代田区九段南2-1-5 農林水産省 三番町共用会議所

3 参加者（敬称略 五十音順）

座長 小林 恭一

委員 江口 真、黒田 美彦、佐藤 義信、塚目 孝裕、村上 治三郎、森泉 直丈、
安永 洋、山田 實

4 配布資料

開催要綱（案）

委員名簿

資料1-1 給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理

資料1-2 営業時間外における販売等の業務の整理

資料1-3 その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

資料1-4 検討会スケジュール

5 議事

（1）給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理

事務局より資料1-1について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【座長】 給油取扱所とは何を指すのか。建物のことを言うのか、敷地内のことを全部言うのか。

【事務局】 関係者の方々なので、恐らくあまり詳しく説明する必要はないかと思うが、基本的に敷地も含んでいる。ただ、形態がいろいろあり、敷地全体を給油取扱所にしながら、建物は少ししかないというパターンもありますし、都会ではぎりぎりのところまで敷地が

あり、そこに狭くても建物が建っているというパターンもあるためなかなか言い切ることはできない。

【座長】 普通は給油取扱所の敷地のことを言うのだと思うが、屋内給油取扱所というものの差が分かりにくい。

【事務局】 屋内給油取扱所は大きく分けると2つパターンがあり、1つ目は給油取扱所のキャノピーと呼ばれる屋根の面積が大きい場合である。例えば建物が平屋建てであっても、大きいキャノピーがついていて下に計量機があるようなパターンは屋内給油取扱所になる。もう1つは東京などに多く見られるようなビルの1階に給油取扱所が入っているような場合であり、今回議論しようとしているのはこちらである。

こちらのパターンは給油取扱所の部分とそれ以外の部分に分かれており、給油取扱所の部分については危険物の規制がかかっているのに対し、それ以外の上階部分は危険物の規制がかかっておらず、消防法で言う17条の一般的な建築物の規制がかかっている。この部分の用途については、火災発生時の危険性を考慮し、いわゆる自力避難困難な人たちが利用するような6項の用途は認められていない。それ以外の用途制限はないため、同じような感じで、それを例えば平面展開というか、ビルを横に寝かすような形を考えたときに、そういうものが望まれてできるかどうかは別にしても、そういうことができる仕組みはつくっておいたほうがよいのではないかとということで検討項目にあげている。

【座長】 その場合、屋内という取扱いと、ここで考えようとしている給油取扱所の建物との間の境界線がどんどん曖昧になっていくおそれはないのか。それは、定義上、きちっと分けられるのか。

【事務局】 前半の部分で制限があるのは、300平方メートルの面積制限であり、これで区切らないといけないと思っている。

これを超える部分でやりたいという場合は、先ほど申し上げた後段のビルなんかにつくるような屋内給油取扱所をベースに考える新しい基準でやらなければいけないということなので、前半の部分は、現在の屋外給油取扱所も屋内給油取扱所も入るが、建物の面積制限がかかった中で用途を少し広げたい。できれば包括的にやりたいが、その中で、危ないから抜いておかないといけないものを皆さんに御意見いただいて抜くという作業をしたい。

【座長】 先程300平方メートルも見直すようなことを言われたが、ちょっと理解ができない。

【事務局】 300平方メートルの値自体は見直すつもりはない。300平方メートルを超

えてつくりたい場合もあると思うので、それについては、屋内給油取扱所の基準をベースに、新たなタイプを考えたい。

【委員】 再確認させていただきたい。300平方メートル以下とされているところであるが、例えば私たちのガソリンスタンドで言う販売室とピットルームの総合計が300平方メートル以下という認識でいいのか。

【事務局】 その通り。今までと変わらない。

【委員】 そういうところに、病院や老人ホーム、旅館やカラオケボックスのように逃げ遅れが発生する危険性がある用途は外したいということでもいいのか。

【事務局】 カラオケボックスとかは別に外すということではなく、3ページに記載のとおり、外すのではなくて、例えば安全対策として警報設備を設ける対策を講じれば逃げ遅れることはおそくないだろう。老人ホーム等はさすがに逃げるのは無理なので外させていただきたい。

【委員】 病院と老人ホームの用途は認めない。旅館やカラオケボックス等については、警報設備を設ければとか安全対策を設けることにより、可能だということでもいいのか。

【事務局】 可能ではないかと、事務局で提案させていただいている。

【委員】 最近のガソリンスタンドは大型化に伴い、計量機も10基とか20基とかいう具合になってきているが、全体の70%が1店舗、1ディーラーのSSとなっており、どちらかという私は小さいSSをどうにかして守っていくポジションなので先ほどの質問をさせていただいた。昨日も悪石島で地震があったが、悪石島にもSSは1つあるとたしか永井課長さんが仰っていた。小さなSSでも災害時に機能するように何とか守っていかねければならないが、都市部の大型化してきているSSについてもどういうことが想定できるのか検討しておく必要がある。

ショッピングセンターの一部に大型のSSを設けることになれば、人もたくさんいて普通のガソリンスタンドと違うので、私も案としてはまだ持っていないが、基本的にこの3ページのスキームを見ると、警報設備であったり、使用人数が多いところは避難上必要な人の管理を確実に行わないといけないと考える。

私は東日本大震災を経験しているが、海岸沿いにあったショッピングセンターの1階部分、2階部分が津波でのまれたり、最上階の駐車場だけが生き残ったというように、例えば、そういうところにガソリンスタンドがあったらどういうふうになっているのだろうと想定すると、私は中本室長さんよりも厳しい考え方を持っているのかなと思ったりする。この話

を聞いていると、規制緩和よりも規制をしていかなければならないのかなと瞬間的に思った。

CO₂削減ということで、EV車であったり、LCV車の普及が見込まれるさなか、いろんな規制緩和の動きがあるが、果たして、この化石燃料というのは将来どうなるのかというところの問題も実は抱えている。ただ、震災時には確実に電力会社の電気が止まるので、そうすると持ち運びが便利なこの化石燃料の石油エネルギーというのは最も大切で、その辺の話になってくると永井課長さんのほうが実は得意なのだと思うが、そういうときでもしっかり機能できることがSSには求められる。

田舎のほうではショッピングセンターへ車で行って人が集まり、買物をしながら、ついでにガソリンも入れることができる。消費者にとっては便利だと思うが、そうすると、私の立場からすると、全国の1店舗、1ディーラーのSSがなくなってくるという課題も抱えていて、それが震災時のときに機能しなくなってくるのではないのかなと思っている。

そしてまた、この買物客のところにはガソリンスタンドがあつて、人が集まるところで危険物災害が起きたときには大変なことになるのではないかと考えられる。だから、人が集まって便利ところで給油させるというのは果たしてどうなのかなということも頭の片隅に残っており、そういうところを勘案していただきながら、いろいろ規制緩和の方向に動いていただければありがたいなと、そう思って意見させていただいた。

【事務局】 私のほうで補足をさせていただくと、恐らく、ショッピングセンターの中の一部に、このスキームでSSをわざわざ設けるということは多分されないと思う。もしそうしてしまうと、周りに防火塀をつくらなければならないとか、わけの分からないことになってしまう。恐らくあり得る形としては、今でも多分あると思うが、大きなショッピングセンターで駐車場の一角に給油取扱所の設備をつくって、その部分は周囲に4メートルの道路を設けるといった形のほうが多く、わざわざ建物を危険物施設にしてまでやろうとする人は多分いない。やるとしたら、後段の別の用途でやる場合の話だと思う。

【委員】 確かにビルの1階部分だとよいが、例えばつい最近の、固有名詞を出していいのかどうか分からないが、郊外型にイオングループがよくつくっているものは、駐車場の片隅のほうにガソリンスタンドがついている。

ただし、今後考えるのに、例えばショッピングセンターがあつて、例えばエレベーターがついていて、車が乗り入れ、ショッピングセンターの下まで入れるようになっていて、ショッピングセンターの真下にガソリンスタンドがあつて、その上には例えば食料品売場とか

医療品売場があって、横づけして、そこから、例えばエスカレーターで上に行って買物するとか。要するに郊外につくっているのであれば良いが、ショッピングセンターの真下につくるといった場合どうか。

【事務局】 真下は、多分今でも同じだと思うが、いずれにしても、我々が考えているのは、建物の一部の中につくる場合は、完全に縁切りをさせてしまって、そこはもう別のものという形にしないと、火災予防上の安全性が担保できないので、そこから、例えばガソリンスタンドから中に入っていくというのは、なかなかできないような形にするしかないなと思っている。そうすると、わざわざショッピングセンターの一部に設ける意味があまりないと思う。敷地がよほど迫っていて、一部しかないということがない限りは、そういうケースはあまり出てこないのではないかと考えている。

【委員】 ただ、このエネルギーというのは、複雑、多種多様になってくると思う。いわゆるEV車用の充電器であったり、例えばFCV、つい最近はe-fuelという話も出てきている。そうすると、そういう燃料によっては、お客さんは一番便利なところに行きたいと思うので、私なんか考えるのに、ショッピングセンターの1階の部分に車を止めて充電するとか、給油設備がもしあったと。そこから、ドア・ツー・ドアで、エスカレーターがあって、上がっていけると。そんなことを想定した。そうなってくると、こてんぱんに我々も負けてしまうなというのがあったりして、今その辺を危惧したので話させていただいた。

【事務局】 例えば火災危険性とかがもしあるのであれば、また機会を捉えておっしゃっていただければ、それに関してまた検討させていただく。

【座長】 危険性の話ではあるが、さっき言われた災害時にも講じた安全対策が一定程度機能するとかというチェックは必要ではないか。

【事務局】 消防法上の危険物規制の中でそれをやれるかと言われるとなかなか難しい。

【座長】 それに対する検討は必要である。だから、何でもかんでも、これをつければ同等以上、機能しているときは同等以上だけでも、機能しなくなる確率はどのくらいあるのかとかいうようなことは一応考えてからやらないと危ないかなと思う。

【事務局】 あくまでも我々は今、案を出している段階で、これでやりますという話ではなく、俎上に乗せ、皆さんの御意見をいただいた上でどうするか方向性を決めていく。

【委員】 例えば、給油行為をする危険物取扱者が、中にあるコンビニ等の人が掛け持ちするというようなことは今どうなっているのか。

【事務局】 今でもあると思う。

【委員】 私は事故の精査を担当しているが、危険物取扱者の資格を持たないアルバイトが給油するときに、本当は資格を持つ責任者が立ち会うこととなっているのに、ほかの仕事をやっている流出が起きるといのは非常に多い。逆に、コンビニで例えば電子レンジから火が出ているのに誰もいなかったというようなことで給油所の火災事故になっているというものもある。お店ができればできるほど、従業員がいろんな業務を担当することとなり、トラブルが発生する危険性のほうがあるのではないかという気がするが、それに関しては何か検討するのか。

【事務局】 ソフト面の規制としては、資料にも書いているとおり、予防規程といういわゆるマニュアルの原型みたいなものの中に書き、あとは教育の中でやるしかない。例えば危険物保安監督者になっている人がガソリンスタンド内にいて、その人が例えば併設しているコンビニの店長をしてはいけないというのはなかなか言えない。

【委員】 I o Tが今いろいろと導入されてきているが、例えばモバイルの何かを持ってカメラを操作できるというようなことができないかと思う。このようなことをやるなどいうのではなく、やる場合には決め事は難しいかもしれないが、推奨の案を何か出さないと野放しになってしまう。特に地方の場合、100円ショップやコンビニがあり、それを1人で全部見なければならぬとなると、これはトラブルの原因になるのではないかという気がして意見した。

【事務局】 フォーカスがずれるかもしれないが、I o Tの話が出てきたので少しお話しすると、現在セルフの給油取扱所でいわゆるA Iを使って人間が関与する部分を少し狭めることについて検討している。そうすると、サービスの幅が広くなり、もう少し品質が確保されるということになるので、そちらの方向でやるのはどうかということは検討している。

【委員】 承知した。

【委員】 旅館やカラオケボックスの事故が多いが、2方向に避難できるのかということについてはポイントのひとつである。もちろん防火壁で囲まれているわけであるが、何かそういう手だてがないのかなと思う。

【事務局】 もしそういう要件をつけるべきだということであれば、御意見をいただければと思う。例えば、今、塞がっているが、例えば、2面が道路等に面していないと駄目とか、そういうものは多分あると思うが。

【委員】 スーパー等ができた場合、駐車場がかなりたくさんできるという問題もあると思うが、2方向に逃げられたらいいのかなと思う。

【室 長】 スーパーの場合は今でも物販を認められているので、やろうと思えばできる。

【委 員】 広大なSSであればできると考える。

【事務局】 こういうものは危ないのではないかとか、こういう視点で考えるべきじゃないかということはぜひ御意見いただきたい。私どもが見落としている可能性もあるので、そういうところについて重点的に御意見いただければ非常にありがたい。

【座 長】 ガソリンスタンドでもって、いろんな用途を規制しているというのは、昔はガソリンスタンドが危ないもので、よそに対する加害性を助長するようなものは駄目だと言っていたのではないか。

ところが、いろんなものが入ってきたら、今度は避難の話が出てきて、昔のことを知っている違和感がある。しかし、重要な話だと思うので、その辺りは加害性を助長するとかという話ではもうなくなって、避難とか、そういう視点でもって考えるという、その思想をきちっと整理しておいたほうがいいのではないかなというふうに思った。

【事務局】 加害性が無視されているわけではない。

【座 長】 もちろん。前は加害性しか考えていない。

【事務局】 スタンドから広がっていかないとかというのはもちろんあるし、そのために防火塀をつけるとかというのはあると思うが、避難も御存じのように従前からあって、屋内給取で認めるときは避難通路を確保しなければならないとかというのがあるので、その思想をそのまま我々としても踏襲しているつもりである。新しく入れているわけではない。

【座 長】 屋内給取の考え方を、今度つけてこざるを得なくなったから、つけることになったということであるが、その辺りの整理をしておいたほうがいい。

【事務局】 承知した。

(2) 営業時間外における販売等の業務の整理

【委 員】 これも事故関係で、5ページの絵を見ると、右下のほうに車が駐車してあるが、給油所の中で多いのがアクセルとブレーキを間違えて固定給油設備にぶつかるというものである。ハンドル操作ミスも多いが、給油取扱所の中で車を駐車することはやめさせたほうがよい気がする。

【事務局】 これは、ある程度敷地が大きいところで、例えばレンタカーをやるとか、車を販売したいという場合のニーズを言っている。

【委 員】 そういう危険性があるということに注意していただければと思う。

【委員】 今の意見と私は全く真逆である。昨今、駐車場が足りないということが結構あり、仙台のいわゆる楽天球場の周辺では、試合が日曜日にある場合、日曜日が休みのSSでは広いスペースが空いているが、そこに駐車させてくれないかという地域の声があり、土地を有効活用するという考え方もある。今の意見のような危険性があるのはわかるが、リスクだけ考えると何もできないと思う。また、田舎のほうに行くと、例えば野菜や果物をそこで売りたいという声が観光地等では出てきている。そのため、消防空地というか、給油空地というか、そういう部分の安全対策を何とかすることで開放させていただければと思っている。それなりの安全対策というのは必要だと思うので、そこをしっかりと、こういう場の中で議論しながら進めてもらえればありがたい。

【事務局】 今のは御意見であるので、皆さんの御意見を基に検討させていただく。

【座長】 給油空地のところと、それから地域イベント等というのはきっちり分けられているが、分けられている場合だけにしようと考えているのか、それとも、給油機の隣で野菜を売ったりすることも考えているのか。

【事務局】 誤解のないように申し上げておくと、ここで示している図は今年の3月に出した通知の絵をそのまま使っている。我々としては、計量機に近接して何かをやるとか、それは少しまずいのではないかとはいっているの、範囲をどうするかは課題はあると思うが、給油空地内で何かをすることというよりは、それ以外の部分でやってほしいと思う。給油空地は小さければ6メートル掛ける10メートルぐらいで済むので、それ以外のところで危険性がないことを条件に認めていきたいというふうに思っている。

【座長】 このぐらいが限界で、アイランドのところに腰かけて縁日か何かをやるということまでは考えていないのか。

【事務局】 その通り。

【座長】 安心した。

【委員】 基本的に給油取扱所で何が危ないということと可燃性蒸気だと思うが、営業していないときには可燃性蒸気はほとんど出ないと思う。そのため、計量機等が施設あるいはボックスのようなもので守られていて、いたずら等できない状態であれば、危険性というのはそんなに大きくないのかなという認識でいる。

【委員】 営業時間外ということの対策で、今の可燃性蒸気の発生はまずないと思うが、そういう意味では、単独荷卸しの場合は営業時間内に荷卸しをするということで、通気管のほうから可燃性蒸気の発生とかというのもあると思うので、本来過疎地のほうでの御検討

だったかもしれないが、運用のところでそういったものも営業時間外に含まれるという形にしておかないと、ちょっとそこがグレーになってしまうのは運用上分かりにくいのかなと思った。

固定給油設備に関しては、使わない限りはベーパーが発生することはなく、基本的に施錠していたり、電源が落ちていれば、よほど機械を引き倒す以外には油は出ないので、こういった安全を確保するというのを運営側がしていただければ問題ないのかなと思う。

(3) その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

【委員】 流出事故の原因の多くが「その場を離れる」というところである。消防法の規制ではノズルにオートストップ機能はついていないのか。

【事務局】 セルフはついていないがフルサービスのノズルはついていところがある。

【委員】 「その場を離れる」という事故の詳細な内容は把握されているのか。というのは、オートストップであれば機械がひとりでに止まってくれるから流出事故はないと考える。

自社で流出事故があった。重油をタンクローリーに注入する際、ラッチ式ではないためノズルをずっと握っておかなくてはならなかった。それを避けるためにノズルレバーを開放状態のまま固定できるように何かを挟み込んで、自動でそのまま注入した結果、2キロぐらい流出事故を発生させてしまった。消防法で認められていないからということで、オートストップノズルはつけられないとのことであった。そのような流出事故を防ぐためにも、オートストップとかを認めてもらったほうがいいのではないのか。ちょっと素人的な発想で申し訳ないが、我が社の事故の内容がそうだったので、恐らく「その場を離れる」ということはそういう事故が多いのではないかと考える。

危険物なので、何ゆえにオートストップがついていないのかというのは、分からないが、そういうところを考えてもらったなら事故がなくなるのではないかと思い、意見させていただいた。

【事務局】 そこは事故の状況を詳細に見ないと分からないので、それを踏まえた上で、どういう対策を取らなければいけないのかということは、また御議論させていただきたい。

【委員】 詰替だけですよね。詰替と給油のときにどれだけ違ったかというところまではない。今の発言のとおり、ラチェットの故障もあるが、オートストップの故障と。それから、

例えばガソリンの給油の後、ちゃんとノズルを差さないで、オートストップが効かないような状況で給油していることが割と多い。よって、詰替だけだとちょっと分からないが、ガソリンも給油も含めると、確実にオートストップが働けばかなりの事故は減るのではないかと考える。

【座長】 その辺は、消防機関でこういう事故があったとか、こういうふうに通うとかというのはいくつかあるか。

【委員】 以前にあった事故で、「その場を離れる」ということについて、基本的には見ていなければいけないというのが大前提である。入れたまま離れてしまって、オートストップがかからない。そのまま出っ放しだったため、差したところからノズルが離れて暴れた。だから、防げる事故というのはたくさんあるはずだ。そこは基準でこういうふうにしなさいという決まりがある限り、それにのっとったやり方をやっていけば、相当量は減らせているのではないかという気はする。そういう形でやればオーケーだという形であれば、ある程度緩和というか、機械のほうで減らせる可能性があるなら機械のほうというのものもあるとは思いますが、原理原則に従ったやり方というのは大事なのではないかという気はする。

【委員】 今の御意見について、そうであれば事故は起きていないと思う。原理原則に従っていないから事故が起きる。事故が起きる原因は、雇用難であったりするが、何とかして早めに供給しなければならない。しかし、人手が足りないということで、ノズルを自動にしまい、その結果、暴れたりしてしまう。

だから、先ほどIoTの話も出たが、社会がこうなってきた以上、そういう部分にも頼たほうがいい。人間が監視するというのはいくらも危ない。そのため、そういうところは自動化する。自動化した挙げ句、予防規程で、今おっしゃったように、人が立ち会うとか何とかで書いてもらえないのかなという印象である。

【委員】 だから、二重が一番よいのである。人的要因をなくそうとすると、そのバックアップとして機械的なものでやるのが望ましい。ところが、今はどちらかしかない。2つとも正常に動けば、そのトラブルはないのかもしれませんが、どちらかしかなくはない。立ち会わなければいけないとか、そういうようなことがあるので、本当はもっと精度よくオートストップがかかるようなものであれば、ゼロにはならないでしょうけど、かなり減ると思うので、そういったところもさっきの話ではないが、IoTのところをもうちょっと詰めていただくというようなことも必要かなという気はする。

【委員】 事件事例だと、今のオートストップの話について、東京で事例があったのは、

クレジット払いの顧客でノズルを開放固定状態のまま給油、従業員の方が窓を拭きながらクレジットカードを顧客に返却。顧客はもう給油は終わったと思って動かしてしまった。ノズルが差しっ放しのまま動かされてしまったりして、そのときは多分給油のほうは止まっていたと思うので、そのホースに残っている危険物のみの漏えいで収まった事例であるが、何件かそういう事例はあるので、差しっ放しのままというのは危険である。

【委員】 ただ、ホースが外れると、自動的に大量に流出しないように装置がはたらくようになっている。

【委員】 そのとおり。よって、大量漏えいは発生しない。

【委員】 そういうふうに二重の安全をやっていると、大量には流出しない。それが片方だけであると、どうしても大きな流出になってしまう。

【委員】 オートストップがあれば詰替のときに止まってくれるため、漏れがかなり軽減できる話題は会議でよく話題に上ることがある。

2点、お話ししたい。少し前になるが、自家発を荷台に積んで運搬した際に固定が不十分であったため流出したという事案が発生した。運搬であれば運搬容器に入れて運搬しないといけないということがあるが、現状を見ればなかなか徹底されない。積載して運搬するときにはしっかりと固定しておかないと漏れるというおそれが出てくる。それをどこかで担保したほうがいいのではないか。

もう1点、固定給油設備の注入管の使用ということについて言及されているが、実際こういうことは絶対出てくる。何年か前に通知が出ており、注入管を入れた上で、流速制限したもので入れればいけるというふうな解釈はあるが、その流速については結構厳しいものがあると考えます。流速制限は安全対策で担保すればいいのではないか。

【委員】 もう1点。消防機関として、特に今回のあり方に関連する事項ということで、曖昧であった部分や、疑義のある部分を整理していただけるということは非常にありがたい。今回かなり多数の事例を挙げていただいて、非常に今後やりやすくなるのかなと考えている。ぜひともその辺りの安全対策も含めてにはなるが、この検討が終われば、そういう意味で本当に運用しやすくなるのと考えている。

【座長】 規制緩和のときに出てきたものに対してどうしようかと考えてずっとやってきたので、かなり凸凹になってしまっているところがある。今の時点でしっかり整理すれば、今後また応用問題が出てきたときにやりやすくなると思う。そういう意味では、御苦労さまであるがよろしくお願ひしたい。

【委員】 計量協会のタツノさんがこの場所にいらっしゃいますが、優秀な機械を持っており、日々進化している。かなり安全性も高いので、先ほどの話でオートストップ付きノズルとかも使えるような環境というか、そういう日々進化している部分に、今回、室長さんもやっていただいて、本当に助かるなと思っているが、そういうところも織り込みながらやっていただければありがたい。

6 閉会

7 追加意見

検討会終了後、追加意見を募集したところ、以下のとおり意見があった。

【委員】 事件事例を見る限り「その場を離れる」ことによる流出事故が多いことから、「その場を離れる」ことを容認しない方が良いと考える。

試しに、10Lの空の携行缶にノズルを深く差し込んでみたところ、斜めに傾いてしまった。ノズルの差し込みが浅い場合は更に傾きやすくなる。場合によっては、ノズルが外れる可能性もある。「その場を離れる」のは危険である。

なお、「その場を離れる」流出事故を防ぐためには、満量停止装置等も大切ですが、「その場を離れる」ことが可能になる「開放状態で固定できる給油ノズル」を認めないことも大切なのではないかと考える。

安全対策③について、111号通知では、「原則」としてではあるが、「危険物取扱者である従業員」が行うこととされている。資料に記載の「危険物取扱者の立会を受けた従業員」を認めるのであれば消防法第13条第3項の基準どおりだと考えるので、法令事項を満足していれば問題ない、と考えるがいかがか。

以上